

隠岐の島町 大会・イベント等誘致・開催支援補助金 *コンベンション開催支援補助金を改正しました。

目 的 隠岐の島町内における大会・イベント等（会議、研修会、報奨旅行、学会、展示会、スポーツイベント、文化イベント、合宿、その他これに類するもの）の誘致及び開催を促進し、観光誘客及び経済活動の活性化を図ります。

補 助 金 の 額

- 参加者宿泊費 ➡ 1人1泊1,000円（限度額500,000円）
*隠岐の島町観光協会加盟宿泊施設を利用した場合のみ
- 公営施設使用料 ➡ 空調設備使用料を除いた全額
*当該補助事業の開催期間中に使用した場合のみ
- 観光牛突き観覧料 ➡ 入場料の1/2（限度額15,000円）
- 郷土芸能鑑賞料 ➡ 1公演の1/2（限度額15,000円）
*隠岐民謡、隠岐国分寺蓮華会舞、隠岐神楽、隠岐太鼓等の郷土芸能を鑑賞した場合のみ
- 町内体験メニュー利用料 ➡ 利用料の1/2（限度額15,000円）
*隠岐の島町観光協会又は隠岐観光協会が紹介するガイド・インストラクター等を伴う体験・アクティビティ等を利用した場合のみ
- 公営施設入館料 ➡ 入館料の1/2



補 助 対 象 町内で開催される大会・イベント等で、町外からの参加者の延べ宿泊数が20泊以上の事業を対象としています。

▼下記のいずれかに該当するものは対象外です。

- (1) 国民体育大会
- (2) 全国高等学校総合体育大会
- (3) 日本スポーツマスターズ
- (4) 全国中学校体育大会
- (5) 国又は地方公共団体が主催するもの
- (6) 隠岐の島町から他の補助金等の交付を受けるもの
- (7) 営利を目的とするもの
- (8) 宗教活動又は政治活動を目的とするもの
- (9) 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあるもの
- (10) 主たる参加者が町内居住者であるもの
- (11) その他町長が適当でないと認めるもの



申 請 方 法 下記の書類を事業の開催予定日の14日前までに隠岐の島町役場 商工観光課 へご提出ください。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第1号の1）
- (3) 宿泊予定者数一覧表（様式第1号の2）
- (4) 開催要項等、事業内容のわかる書類
- (5) その他町長が必要と認める書類



ご 参 考

- 島根県学会・コンベンション開催支援事業費補助金も併用できます。
- 町外からの日帰り参加者については、補助対象外です。
- 補助対象となる事業は、町外からの参加者の延べ宿泊数が20泊以上の場合です。【補助対象となる例：20人で1泊、8人で3泊など】
- ご不明な点は、隠岐の島町役場 商工観光課 までご相談ください。

担 当 隠岐の島町役場 商工観光課 観光振興係
メール kankou@town.okinoshima.shimane.jp

住 所 〒685-8585 島根県 隠岐郡 隠岐の島町 城北町1番地
電 話 08512-2-8575 **FAX** 08512-2-4997